

第5回熊本県「無らい県運動」検証委員会会議録

日 時：平成24年9月21日（金）午後7時～午後8時30分

場 所：菊池恵楓園社会交流会館1階会議室

出席者：※敬称略

委員長／内田博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授
委 員／志村 康	菊池恵楓園入所者自治会副会長
小松 裕	熊本大学教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授
泉 潤	熊本日日新聞社論説委員
協力員／国宗直子	弁護士・国賠訴訟西日本弁護士団員
齊藤 真	僧侶・ハンセン病市民学会事務局次長 浄土真宗本願寺派光尊寺住職
塚本 晋	県立宇土高等学校非常勤講師
楠本佳奈子	熊本日日新聞社編集局社会部記者
森 紀子	熊本日日新聞社熊本総局記者
事務局／林田直志	熊本県健康福祉部部長
牧野俊彦	熊本県健康福祉部健康局局长
佐藤克之	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長
中島洋二	同課審議員
宮原純一	同課課長補佐（疾病対策担当）
柳田篤伺	同課参事（疾病対策班）

【次第】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1)委員会の公開について
 - (2)ハンセン病関係文書に関する取扱いについて
 - ① 県所管のハンセン病関係文書に関する取扱い
 - ② 今回発見された文書の報告書への反映方法
 - (3)委員及び協力員からの調査・執筆に関する報告について
 - (4)今後の進め方について
 - (5)その他

【1 開会】

(進行／中島洋二 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課審議員)

ただいまから第 5 回熊本県「無らい県運動」検証委員会を始めます。熊本県健康福祉部長の林田よりご挨拶を申し上げます。

(林田直志 熊本県健康福祉部部長)

本日は、皆様お忙しい中、また夜間にもかかわらず「無らい県運動」検証委員会にご出席くださいまして、誠にありがとうございます。内田委員長はじめ委員、協力員の皆様には検証作業にご尽力とご協力をいただき、改めてお礼を申し上げます。この度、私からはお詫びを申し上げなくてはなりません。これまで当委員会におきましても、またそれ以前におきましても、過去のハンセン病に関して県で保管している文書はありませんとご説明、ご報告をしておりました。しかし、改めて徹底して調査を行いましたところ、すでにご覧をいただいた文書を発見した次第です。これは 3 月末でしたが、知事は直ちにそれを公表するということで発表してお詫びを申し上げたところです。この一連のことにつきましては、内田委員長には大変なご迷惑をおかけしましたし、私どものハンセン病に向かう姿勢にとどまらず、県政の信頼を著しく損なうことになってしまったことになり、大変反省をしております。委員、協力員、また関係者、県民の皆様、恵楓園の皆様にご改めてお詫びを申し上げます。

第 5 回の検証委員会につきましては、こうしたことを踏まえましてもう少し早い時期に開催しなければなりませんでした。文書の取り扱い等につきまして庁内での調整に時間を要してしまいました。6 月には委員の皆様にご覧のうえ確認をいただきましたが、協力員の中にはご覧になっていない方がいらっしゃるかもしれません。そういったことをやりながら委員会開催の準備を進めておりましたところ、7 月の豪雨のため事務局をしております健康づくり推進課、また私どもも豪雨被害の方に全力で傾注したため、開催がこの時期になってしまいました。誠に申し訳を申し上げます。知事からは今回の資料について、より正しい検証に生かせるように委員の皆様と細かく相談しながら進めるようにとの指示を受けております。また、そのとおりにして参りたいと考えております。

私どもは検証作業の推進に最大限努力して参りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

(中島審議員)

それでは、議事進行は設置要項第 5 条の規定により内田委員長にお願いします。

【2 議題】

(1) 委員会の公開について

(内田委員長)

それでは委員会の次第に従って議事を進める。では第 1 議題「委員会の公開について」に関して、事務局より説明をお願いします。

(宮原課長補佐)

本日の会議においては、熊本県情報公開条例 7 条各号に規定する不開示情報にあたると思われる情報の審議は予定していないので、会議を公開することとし、傍聴を許可することとさせていただきたい。

(内田委員長)

ただいまご説明のあったとおり、本委員会は公開ということによろしいか。

(委員・協力員)

了解。

(内田委員長)

それでは公開という形で本委員会を進める。

(2) ハンセン病関係文書に関する取扱いについて

(内田委員長)

次に第 2 議題である「ハンセン病関係文書に関する取扱いについて」について、事務局からご説明をお願いします。

(牧野局長)

では資料に沿って一通り説明する。内容については各委員には事前に説明している部分もある。まず資料 1 の今回の文書の利用について、今回資料の調査分析のために委員及び協力員に直接あたっていただくということなので、「情報の秘密保持等に関する誓約書」を提出していただいたうえで、直接調査を行っていただくことにしたい。また既に資料を見ていただいている委員、協力員の方には誓約書を提出していただいているところである。

次に閲覧の方法について、県庁内に会議室を準備、当方の職員が立ち会う必要があるので、閲覧日時を事前に申し出ただき日程を調整した上で、さらに詳細に見ていただこうと思っている。日程は今のところ 10 月 16 日以降を予定している。ただし、日程が合わない場合は柔軟に対応する。

また、「本件文書の複写について」と「情報の返還について」に関しては皆様に共通認識を持っていただきたい。先ず複写について、資料によっては量があると思うので、分析等を行う場合は基本的に県庁会議室を利用していただきたいが、時間的に難しい場合は必要最小限においてコピーをしていただくことになる。文書の中に個人の氏名や住所など直ちに個人の特定につながる恐れのある情報については、マスクをしてコピーしていただく。ただし、それでは分析ができないという場合にはこの限りではないこととし、その都度ご相談いただきたい。

「情報の返還について」は、委員の活動の中でお持ちいただいた資料については、この活動が終わったら県に返却していただくように考えている。このあたりは国のやり方に準ずる形で考えている。細かいところだが、資料によっては汚損、損傷しているところもあ

るので、その場合には指定をしていただいて後日コピーをお渡しすることになる。

以上は委員及び協力員の皆様が資料を分析するにあたってのことなので、それを最終的に報告書にどこまで反映し記載するかについては、全体の調整その他を改めて別途協議していただくことになる。

今後、文書の分析作業と並行してその他の検証と執筆作業にあたっていただき、その後、報告書原稿調整のための検討会で、資料の分析結果をどこまで記載させるか調整していただくように考えている。この場合は一堂に会していただくというよりも、テーマ毎に委員長と各委員との間で日程を調整していただくことがあり得る。その後、全体的な原稿の調整をしていただき、第6回検証委員会で最終的な形に持っていくようにしたい。第6回の検証委員会の日程について、現時点では今年度と想定しているが、今後の進み具合によってはスパンを柔軟に対応したい。

(3) 委員及び協力員からの調査・執筆に関する報告について

(内田委員長)

次に第3議題「委員及び協力員からの調査・執筆に関する報告について」の協議に入らせていただく。では第1章「戦前編」について、小松委員から願います。

(小松委員)

この間の進捗状況について、まだ具体的な執筆作業には入っていない。この間、菊池事件に関連して報告する機会が何度かあったので、どちらかという戦後の方に調査の力点を置いてきた関係で、戦前についてはまだ執筆作業には至っていない。おおよそあと2カ月ぐらいで手元にある資料の整理が終わる。それが終わったら具体的な執筆に取りかかる予定にしている。

ただ、資料の件について県にお願いしたいことがある。これまで県のご尽力で新たに資料が発見されたことは非常に喜ばしいことだが、まだまだ他に調査すべき資料があるのではないかと。例えば、知事引継書というものがある。知事が交代する時に県政の重要課題について引き継ぎのために作られる資料であるが、この知事引継書が残っていないかどうか、もし残っていればその中に無らい県運動の記載がないかどうか調べていただきたい。

また、検証会議の報告書の中で、検証会議が報告書をまとめる際、すべての都道府県に資料の保管状況の調査を行っている。その時の熊本県は「1988年以降の資料なら保管してあるが、無らい県運動に関する資料はない」という回答だった。しかし、今回このような形で発見されている。菊池恵楓園の管内である福岡、佐賀、長崎の場合、福岡は1954年以降の資料を保存しているという回答があった。佐賀は戦後の無らい県運動に関する資料をはじめ1953年以降の資料を保存しているというふうに、戦後の具体的な無らい県運動の資料をたくさん保存していると回答している。長崎の場合も1947年以降の資料を保存しているということ。この間の熊本県関係の資料がもしかしたら佐賀や長崎を調査すると出てくる可能性が否定できない。そこまで手を広げて調査をする必要があるのではないかとと思う。

場合によっては私が実際行って調査をしてもかまわない。とにかく可能なかぎりあらゆる手を尽くして資料調査をして、もう資料が出てくる可能性はほとんどないという状況まで県の方で努力していただきたい。それを強く要望しておきたい。

(内田委員長)

第2章「戦後編」について、泉委員より報告をお願いする。

(泉委員)

前回の委員会で報告していた菊池医療刑務支所に関する情報開示についての回答を法務省からいただいた。国有財産の登録台帳、図面は、ほぼ見るべき中身のないものだった。図面も医療刑務支所本体については支障があるということで、全部炭で塗りつぶしたような回答で終わった。

今回、文書が見つかったことについて。健康づくり推進課の方が見つけてくださったということで大変ありがたいと思っているが、情報開示の進め方について申し上げたい。前回の委員会が行われた3月時点で文書が出てきたことが分かっていたことになる。あの時点で私も申し上げたし、小松委員、塚本協力員の他、県の資料についてご質問が出ていたことが議事録に掲載されている。あの時点で発見されたことが分かっていたのに、なぜ開示しなかったのか。(資料が発見されたことは)内田委員長もご存じだったということだが、そうなのか。

(内田委員長)

一部こういうのが見つかったということをお聞きして、本委員会にできる限り反映していただくということで、出し方については検討したいというご回答だった。

(泉委員)

それについて、前回の委員会で質問があったにもかかわらず、まったくそれ(資料)がないかのような形で進められた。情報を出すのが公の場だから難しかったというのであれば、事前あるいは事後に調整できたと思う。なぜ文書が見つからないのか私も不思議に思っていたし、文書の目録の閲覧もお願いしていた。これも9月10日に見せていただいたが、見ればすぐわかるような形で入っていたし、目録の存在自体が忘れられていたことになる。閲覧も4月ぐらいにお願いしていたのに、なぜ9月10日になってしまったのか。本日、県政情報文書課にその件を聞いたが、閲覧についての申し出があったのは8月に入ってからとのこと。それについては先日、日程調整があった時に私は「文書目録の閲覧をお願いしているけれど、それはどうなっているのか」とメールで送り返した。結局それまで放置されていたのではないか。目録を見ること自体も「文書課との交渉があるから」ということだったので待っていたが、なぜ4カ月も半年近くもかかるのか。

今後の進め方だが、「ない」と言っていたものが見つかったわけだから、もう一度全体的に一からやり直して、小松委員がおっしゃったように十分調べたというまで資料をもう1回調べ直すべきであろう。前提が完全に崩れたわけだから。見せていただいた文書目録も見えてはっきりわかるような形もあるし、あるいは詳しい人間が見ないとそれに気づかない

形で記載されているものもあり得るだろう。県教委も最初、全く資料はないというふうに回答しているが、黒髪校事件当時の議事録に触れていないはずはない。それも含めて目録の閲覧もご検討いただきたい。せめて目録を閲覧させていただいて、関連する可能性がある資料を抽出する作業を行いたい。県議会も関係委員会の方で議事録があるはず。それも含めて全くないということはありませんと改めて思う。市町村についても、天草アーカイブスなども含めて、直接調べる機会を作ってもう一度徹底的に調べたい。

(内田委員長)

泉委員の意見に関して県より回答をお願いします。

(牧野局長)

今年の4月以降、この文書をどのような形で検証いただくか検討してきた。基本的には検証していただくということで、何度も申し上げているように個人情報保護条例等の調整に時間を要した。泉委員の申請を放置していたというようなことは全くない。庁内の各部署とどのような形でできるかと、実際の資料をご覧いただくとイメージが分かると思うが、そのような資料を委員にどのような形で見ていただくかということに関して、条例上の問題や実際のやり方などを協議していたことは間違いない。そのあたりは是非ご理解いただきたい。

(泉委員)

文書目録などはどこをどう見ても個人情報保護条例にひっかかるような内容ではない。なぜ、あの紙1枚見るのに半年近くかかったのか、私には全くわからない。本日、文書課に聞いたが、閲覧の申し出があった場合には迅速に対応すると回答された。また、健康づくり推進課の方から閲覧の申し出があったのは8月に入ってからと言われた。

(牧野局長)

泉委員からは、「この発見の端緒となった目録があると聞いたけれども」ということだったので、それに答えている。細かな話になるが、公文書については管理が複数の部署にまたがるので、まず調整が要するという点の一つ。仮に委員に見ていただくということはできないかと考えたが、これは泉委員に直接連絡したことだが、どうしても開示請求していただいた方が早いと申し上げ、やむを得ずそのようにしていただいたところである。なんとか早くということは当然頭に入れていたところであり、このあたりのことは途中の段階でもご説明してきたことである。具体的に言うと、(文書課への)具体的な相談は最初のお話があった6月ぐらいからやっている。

(林田部長)

委員会の冒頭で私も申し上げたところであるが、委員の皆様についてはまずそのあたりの不信感がどうしても払拭できないということは十分に分かる。この検証は県がお願いしていることで、委員の皆様が検証のために必要だとお考えのことについては、見ていただく方向で、前に進める方向で進めていかなければならないと思う。ただ今、泉委員の方からも具体的に事が進まないのはなぜだというお話があった。庁内で色々やりとりが

あるのは事実だが、今申し上げたような姿勢でやっていきたいと思う。先ほど小松委員からも福岡、長崎、佐賀の資料の話があったが、3月以降も課長が色々動き回って自分自身で倉庫を見た。私も行っているが、まだまだ委員の皆様の探し方が足りないのではないかという声に何とかお応えすることもしなければならぬと思っている。そのようなことで時間ばかりを要してしまい大変申し訳ないが、おっしゃっていただければ前に進めていきたいと思う。その点ぜひよろしくお願いしたい。

(内田委員長)

泉委員、今の答えでひとまずよろしいか。

(泉委員)

是非そこを変えていただきたい。文書目録の1ページを見るのに何カ月もかかるということであれば、今日出されたようなスケジュールではとてもできるはずがない。情報開示の仕方をもう少し考えていただきたい。私たちも専任ではない。もっと動ければいいのだが、こちらも時間がない状況で検証作業を行っている。今後も事務局の方と協力して納得できるものを作りたい。佐藤課長をはじめ今までないと言っていたのを覆して公表されたというのは、それをやる方にとって大変なことであるということは分かっている。それをされたということについては評価している。ただ、ないと言っていたものが見つかった以上、もう1回根底から考え直して資料を徹底的に探す作業をぜひ行いたい。情報開示については是非ご協力をお願いしたい。

(志村委員)

自治会の立場からすると、医者が(ハンセン病であると)診断したら県に届けるようになっていなければならない、その文書はあるだろう。それが無いということは先ず考えられないという前提で、資料が残っていないかということを行った。昨日『日本らい史』を読んでいて思ったが、医者が診察をして県の方に届けたものと密告によって届けられたもの、または警察が届けたもの、派出所が届けたものなど、そういった具体的なものが現実に県で分類されて残っているはずだと思う。私はそれをあえて聞くつもりはないが、他の委員には実際にどのような方法で強制隔離があったのか知ってもらいたい。私が疑問に思っているもう一つのことは、宮崎松記元園長は「ハンセン病を発病して25%は自然治癒した」とし、その人たちを社会復帰させている。それは現実にいろんな文献に書かれている。そのような人たちの取り扱いが県の方でどうなっていたのだろうかというのが一つ。第二次無らい県運動という、戦後の一千床拡張に伴って、そうした自然治癒して社会復帰していた人が、いわゆる登録患者ということでまた恵楓園に入ってきた。そのような事例もある。だからこれは戦前だけではなく、戦後においても複雑な経緯をたどっていて、何を信用したらいいのか、委員の皆様も混乱することがあるのではないかと思う。できるかぎり資料を正確に出してもらい、その判断を委員にやってもらうということを合意していただきたいということを強く願います。

(林田部長)

何を対象として「ありません」と言っていたのか私もわからないところがあるが、姿勢としてはあるものを「ない」と言ったりするつもりはまったくない。探せる範囲で精一杯探して、委員から「このような探し方はないのか」とおっしゃっていただければ、探してみたいと思う。不信感を抱かせてしまったこと、取り返しのつかないことになってしまい、これからは決してあるものを「ない」と言ったりするつもりはまったくない。「こういったことをやって欲しい」とおっしゃっていただければ取り組んでみたいと思う。

(内田委員長)

それでは議題に戻らせていただいて、戦後編の中で「菊池事件」について国宗委員に発言をお願いします。

(国宗委員)

まだ執筆に至っていない。この1年は非常に忙しかった。忙しい理由が菊池事件にあって、中身の整理は自分なりにかなりできてきているので、書き始めれば形になってくと思う。前回の委員会でも申し上げたが、熊本県内の法曹界には資料が少なく、菊池事件を担当した弁護士の話ぐらいしかないのが現状。これをどのような資料に基づいてどうしようかというのが悩みである。また、先ほど遠藤委員と話し合った結果、国賠訴訟の執筆は私が担当することになった。自分が担当した事件でもあるため何を書くのか難しくはないので、私が引き受ける。

(内田委員長)

では、斎藤協力員から宗教界についてをお願いします。

(斎藤協力員)

宗教界については前回ご報告したように県内の宗教団にアンケート調査を行っている段階なので、まだ集約はできていない。

(内田委員長)

塚本協力員からをお願いします。

(塚本協力員)

今日の夕方たまたま見つけた資料があったので持参した。本日お配りした資料に掲載されている山口聖次氏は八代保健所長を務めた人で、GHQが福岡で行った衛生担当者に対するレクチャーにも参加している。彼は、蟻田衛生部長が桜井県政から寺本県政に替わる時に退職した後、衛生部長を務めていた人なので、この人を追っていけば保健所のことが調べられるかと思った。資料の下の方に「癩疾患」という記述があり、そこに「役場調査」と書いてある。「昭和13年男性33名女性18名計51名で全26年に45名が恵楓園入院、残り6名も入院予定」とある。これはおそらく八代の役場が調べている。1951年と言えば、恵楓園への収容が最も多く、この時はまだ保健所が関わっていた時期。資料左上に手書きで書いているが、1951年の熊本県出身者の入所者数が185人である。数字から考えたら、八代保健所管内で45名を恵楓園に入院させ、あと残り6名が入院予定という意味ではない

のかと思う。もし数的にそうであれば、八代保健所が関わった例ではないかと思って、本日持参した。

あと、前回の委員会で事務局に3点ほどお願いしていたことがあり、一部については担当者から電話で経過報告をいただいた。1点は保健婦さんへの聞き取り、もう1点は優生手術が郡部だけではなく市部でも行われていたこと、それと新聞報道等に出てきている表彰された県職員への調査、これらについて事務局にお答えをいただきたい。それと話は戻るが、山口聖次氏が『私の歩いた道』という書籍を書いたのが1991年。この役場調査をどこで手に入れたのか、元々ご本人が資料を持っていたのか、もしそれをベースに書いたのだったら、ご遺族がこの資料をまだ保管されているかもしれない。また、1991年に県に問い合わせた資料を集めて書いたのであれば、その時点ではまだ何らかの資料が残っていたのではないかと。前回の委員会でお願いした3点について事務局からの説明をお願いしたい。

(佐藤課長)

まず『保健婦の歩み』について、年表の中に「1941年度ハンセン氏病患者調査」の記載があったということで、作成に関わった県職員OBの方と現役の方がいた。また、今年3月に退職したベテランの保健師がおり、彼女が中心になってOBも含めて5名の保健師に確認した。その時の回答は「ほぼわからない」だった。唯一何かの文献から引用したことは記憶しているが、それがどんな文献だったのか覚えていないし、その文献も手元にはないとのことだった。1940年にらい予防協会から表彰された野田恒廣氏の件については県人事課に確認した。それによると、野田恒廣氏は昭和7年4月に県の衛生課員を拝命、退職年は昭和21年ということが判明したが、住所などは残念ながら判明しなかった。

(塚本協力員)

野田さんのことはおそらく小松委員が尋ねられたと思う。私が尋ねたのは西村さんだと思う。最初の会議の時に(らい予防協会から)表彰されている県職員を調べてほしいとお願いした。

(佐藤課長)

今年4月に担当が変わったために、再度前任者に確認してみる。もし前任者がすでに調査をしているのであれば、本日、私が持参するのを忘れていた可能性もあるので確認次第連絡を入れる。前回は確か保健所の件をおっしゃったように記憶しているが。

(塚本協力員)

優生手術の件だろうか。

(佐藤課長)

保健所の文書の件と記憶している。その件を報告する。実は平成23年2月に一度調査をした。その時は「無らい県運動」に関する文書ということで照会をかけて、「ない」という返事だった。今回は「ハンセン病」に関する文書があった場合、全てを報告するということなので、4月10日より2週間ということでも照会をかけた。県内には保健所が10カ所あり、延べ62人の職員で合計66時間かけて調べた。場所は保健所の所長室、保健所の書

庫、福祉課の書庫を確認した。あったという報告を受けたのは、平成 16 年度以降の啓発関係のポスター、その配布に関する注意があったが、それ以外のものはなかったというものだった。そのような報告を受けたので、私と担当の柳田で菊池保健所、八代保健所、山鹿保健所に行って、同じく所長室、保健所の書庫、福祉課の書庫を確認した。そこでも報告を受けた以外の文書を発見することはできなかった。あと 7 つの保健所については、実は県庁で定期的に保健所長会議というものを開いているので、私どもがそこに出向いて行って調査の必要性、その時には既に保健所から報告が上がっていたが、再確認をさせてもらっていると説明した。私も以前保健所長会議のメンバーだったし、県の保健所長とは一緒に仕事をしてきたので、「自分たちがちゃんと確認して間違いないから信用してくれ」ということだったので、残り 7 つの保健所に関しては出向かなかった。

(塚本協力員)

優生手術の件については。

(佐藤課長)

今回の文献が見つかる発端となったリストの中に「優生保護法」というものがあった。それがないかどうか県庁の書庫を探したが、見つけることはできなかった。

(塚本協力員)

あと 1 点。検証報告では報告書とは別に資料編をつくと聞いている。この前見せていただいた文書の中に様々な書式がある。書式については、名前等の個人情報を特定するところをマスキングして資料編に入れるのか。

(牧野局長)

先ほどお話ししたマスキングの件は、まず各先生方に分析をしていただく場合の段取りである。報告書の中では、またどのような形で出すのか委員長を含めてご相談しながら進める必要があると思っている。

(内田委員長)

では、遠藤委員からお願いします。

(遠藤委員)

私の担当は第 4 章の「ホテル宿泊拒否事件」と「ハンセン病問題基本法」である。前回もお話ししたと思うが、宿泊拒否事件の事実関係については、ある程度時系列できちんと押さえていて、執筆段階に入っている。夏休み中忙しかったので、自治会関係者の方と潮谷前知事に当事者としての声を直接お聞きして、それをなんとか私なりに把握して反映させて執筆したいと思っている。

(内田委員長)

私が分担しているところはほぼ原稿を整理し提出したか、あるいは既に原稿を書いている。こういったものは福祉界の部分だが、熊本県に限定するとなかなか資料がなく、どういった形で切り込んでいくのか、もう少しお時間をいただいて職責を果たしたい。

以上ご報告いただいたが、ご報告に関して質問あるいはご意見があれば頂戴したい。

(志村委員)

塚本協力員からお話があったが、ハンセン病で入所した本人だけではなく、他の家族が結婚していたのにもかかわらず離婚をして自殺するということが現実にあった。中に入っている人はそれをなかなか語らない。昭和 23 年の優生保護法の中に、ハンセン病の規定が入った。何かで散見した資料には「戦後において療養所の中には既に生殖能力がある人はほとんどいない」という記述が残っているが、そういった中でかなりの数字が県の方で優生保護法に基づいて手術を受けた。そこまでひどいことをやったわけである。優生保護法に基づく堕胎には（その理由として）貧困等の費目があり、その中に「らい」の項目がある。そのこと（事実）が明確になっていないことで、現在にも差別が続いているわけである。家族の墓参りもできない、両親の墓参りがしたいということさえも拒否される。その一番の元になっているのは、光田健輔のサインの書面があるが、家族や親族までステルザチョンをやりなさいと（指示されたこと）。一般の場合は 3 園長証言が 10 月で、御用納め後の 12 月 26 日には入所勸奨をやっている。そういう資料が出ているのに、なぜ優生保護法に基づく堕胎及びパイプカット手術が明らかにならないのか。なぜ明らかにしてくれないのか、それが明らかにならない以上、ハンセン病に対する差別もなくなっていくかない。行政に対してはそのことを強く、もう 1 回調べ直して欲しいということを申し上げたい。

(塚本協力員)

昭和 27 年の八代の優生保護審査委員のメンバーだが、一人は熊本地裁八代支部判事である。一人は八代市の婦人会長、もう一人は八代保健所長である。確実に審査に関わったということが言えると思う。何らかの資料があればよいと思っている。

(泉委員)

この前見せていただいた文書目録の中で「患者指導票綴」や「入所らい患者台帳」の 2～3 ページ前に「優生保護」という項目があった。あの時も言ったが、その文書の中身を見られたのか。

(佐藤課長)

塚本協力員からご要望があったので、とにかく県庁の中に資料が残っていないかかなり探した。直後に探したが見つけられなかった。それと、実は 3 月 31 日に他の課の職員にも応援を要請して、部長の指揮のもと、16 人体制で半日かけて県庁の中を探した。それでも「優生保護法」という文書を見つけることはできなかった。

(泉委員)

目録だけで、本体はなかったということか。

(佐藤課長)

はい。文書目録もどの程度正確なのか実際のところよく分からない。

(泉委員)

永久保存にはなっていないのか。

(佐藤課長)

記憶していない。

(内田委員長)

他にご質問、ご意見等はあるか。

(国宗協力員)

先ほど説明があった今後の進め方について、分析作業の日程だが、おおよそこの時期にできるということを前もって知らせていただきたい。私は仕事上、なかなか日程調整が難しい。土日に見せていただければうれしいが難しそうなので、早めに日程を知らせていただかないと利用できないと思う。

(牧野局長)

現時点で予定しているのは10月16・17・18・22・25・30日。ただ土日を含めて個別にご相談したい。

(4) 今後の進め方について

(内田委員長)

それでは次の議題に移らせていただく。今後の進め方について、先ほど事務局から資料2に基づきご説明いただいたところである。

(牧野局長)

先ほど説明したとおりだが、最終報告書にどのような形で上げるのかというのが一つある。そのあたりのお話を含め、検討会であるとか、原稿内容の調整作業であるとか、委員・協力員の皆様に調整していただきたいと思っているところである。

(内田委員長)

今後の進め方についてご質問ご意見はあるか。先ほど泉委員に少し踏み込んでいただいたが、ご意見をいただければと思う。

(泉委員)

何度も言っているが、今の時点でも締切は年度内というよりも、ぜひ内容の進み具合によって「これで納得できた」という時点で締めとすることを、ぜひご検討いただきたい。

(内田委員長)

(締切は) 弾力的にというのは、委員全体のご意見であると思う。

(林田部長)

泉委員や他の委員からの総意ということでお伺いした。これは予算を伴う県の事業であり、1年1年で区切っていくのが原則である。やはり正確な検証をしていただく必要があるので、必ず今年度中に終わらなければならないということではないと思っている。正式には庁内手続き等があるので、この場で明確な答えができないが、検証の過程を踏まえながら判断していきたいと思う。

(5) その他

(内田委員長)

それでは第5議題「その他」に移らせていただく。

(佐藤課長)

前回の委員会の際、志村委員から「菊池市に文書が残っているのではないか」という発言があった。また本日、泉委員の方から市町村あるいは天草市の公文書館の調査依頼があった。この件については第4回検証委員会の後、内田委員長にご相談をさせていただいた。委員さんからこのような資料がないかどうか、ある自治体に調査に行かれる時に、その委員さんと相手方との間を事務局が取り持つとお伝えして、相手方の円滑な協力が得られるように事務局として最大限に努力する、そのようなやり方はどうだろうかという助言を内田委員長からいただいた。市町村は県と対等な関係にあるので、できればそのようなやり方、その時に事務局として最大限の努力をさせていただきたいと考えている。

(内田委員長)

少し具体的な話をすると、委員や協力員が自治体等に行かれて資料をご覧になるとか、このような資料はあるかというお問い合わせがある時には、事前に県におっしゃっていたら県の方から「無らい県運動」検証委員ないし協力員がお伺いして、こういう資料について閲覧を希望する、あるいは問い合わせをすると伝え、最大限の協力をしていただく、県の方から事前に相手先に依頼を出すなどの対応をしてくださいと申し上げた。

私たちは知事からご依頼を受けて無らい県運動の検証を進めている。俗な言い方だが、きちんとした検証をさせていただくので、県の方も最大限のご協力いただきたい。今後もよろしく願います。

本日の議題を終了する。

(中島審議員)

以上で、本日の第5回熊本県「無らい県運動」検証委員会を終了する。